

肝心です。 đ 相談室が解決に向けて一緒に考えていきま じてもらえたら幸いです。「これはおかしい した。 たので、クーリング・オフ(無条件契約解 できず、30万円超の契約を結んでしまいま 場合は、どうぞ高森町の相談室もお気軽に 知りの職員がいるからと相談をためらった きるようになりました。これまでに4人が 月曜日と水曜日は高森町の相談室も利用で で起こりうる問題について、南阿蘇消費者 き、借金で困ったときなど、日常生活の中 ぞ」と感じたとき、騙されたと気付いたと とで、南阿蘇消費者相談室をより身近に感 消費者相談日 除)することができました。早めの相談が した。しかし、契約から8日以内に相談し は、エステ体験だけのつもりが断ることが トラブルが発生しています。ある女子大生 ご利用ください。 高森町の相談室を利用されています。顔見 このコーナーを始めてから一年が経ちま 最近は、エステの強引な勧誘による契約 昨年の4月からは、高森町とも連携して いろいろな消費生活問題を伝えるこ 午前10時 4日(火) 6日(木) 25日(火) 13日(木) 27日(木) 11日 (火)、18日 (火)、 20日(木)はお休みです。 ※11日 (火)、 ol.13 【お問い合わせ】 南阿蘇消費者相談室 Tel (67) 1111